協議第１号

黒部駅西側出口整備等
利便性向上基本構想に係る
重点整備地区等の設定について

令和６年10月１日
第 １ 回 協 議 会

１．基本構想策定の背景及び目的

1-1. 国におけるバリアフリー関連の取組（背景）

○国は、面的・一体的なバリアフリー化の取組を強化しています

平成18年 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化※に関する法律）

平成30年 改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律の一部改正）

○平成30年にバリアフリー法の一部の改正により、
バリアフリー基本構想の作成が努力義務となりました

市町村は、国の基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、面的・一体的なバリアフリー化の取組強化のため、以下を作成するよう努めるものとする

- バリアフリー基本構想　（以降、基本構想※といいます）

「※」については、P24～28の用語集参照

1．基本構想策定の背景及び目的

1-2. 基本構想策定の目的

目的：本市の旅客施設で最も利用者が多い黒部駅を中心とした地区の重点的バリアフリー化

＜黒部駅の主な課題＞

〇バリアフリー化に関する課題

・ホームを接続する跨線橋のバリアフリー化（エレベーターの設置）

・トイレのバリアフリー化（バリアフリートイレの設置）

〇その他の課題

・駅の出入口が東側に限られており、西側方面からの利便性に欠けている（駅の西側出口の確保）



出典：あいの風とやま鉄道HP

国道８号バイパスの開通や道の駅ＫＯＫＯくろべの開業により、駅西側の土地利用が活性化され、黒部駅の利便性向上に対する住民の意識が高まってきています。これを機に、住民の意向に沿った駅西側の土地利用にあわせて、駅の利便性向上やバリアフリー化を図ることが重要です

1．基本構想策定の背景及び目的

1-3. 基本構想の概要

〇バリアフリー化のための具体の事業計画です
〇重点的に面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしています

通常、既存施設は、バリアフリー基準への適合義務はありませんが…

▼

基本構想の効果

施設を特定事業に定める

▼

施設管理者等の
特定事業※計画作成が義務化

▼

計画事業の実施が義務化

▼

面的・一体的なバリアフリー化

：重点整備地区※
・旅客施設を中心とした地区
・高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区

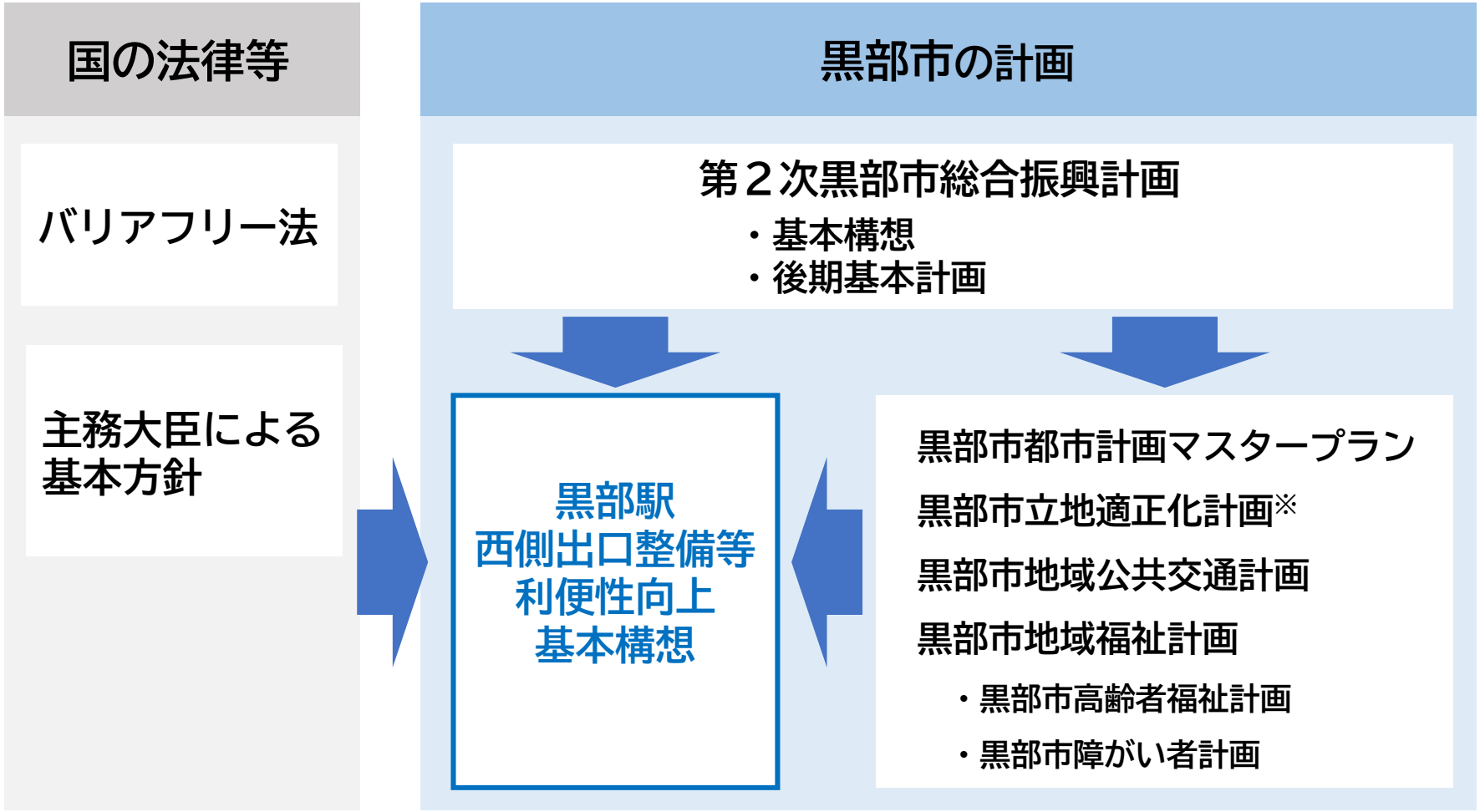


出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

1．基本構想策定の背景及び目的

1-4. 基本構想の位置付け

○基本構想策定に当たり、上位関連計画との整合を図ります



2．黒部市の概況・上位関連計画

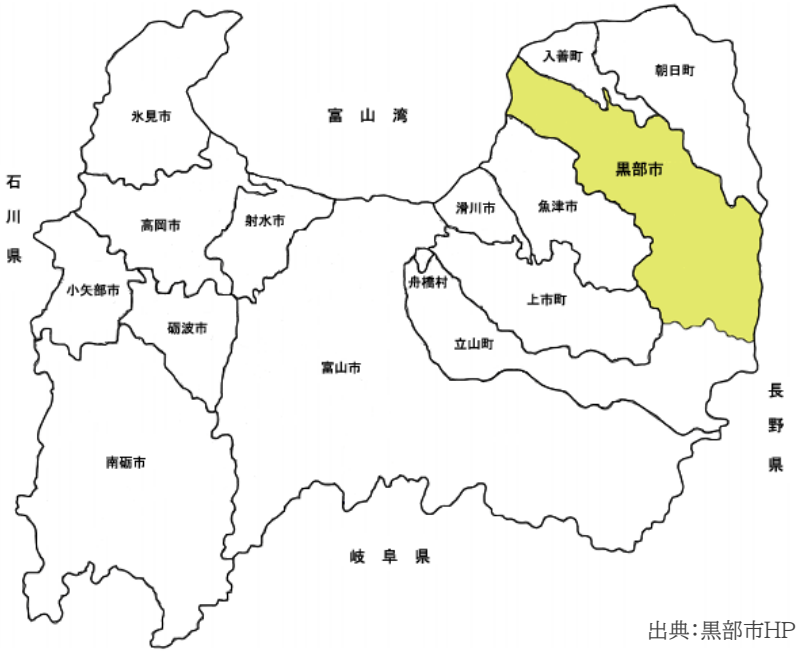
2-1. 黒部市の概況

○位置及び地勢

位置：　富山県北東部
面積：　427.96k㎡
標高差：3,000m（富山湾～北アルプス）
地形：　高山帯、低山帯、扇状地、富山湾沿岸部など、変化に富んだ地形
気候：　年間平均気温14℃（平野部）
降水量：年間2,277mm（平野部）
　　年間4,000mm以上（山岳部）
　　積雪地域に該当



出典：富山県HP



出典：黒部市HP

（参考）積雪地域とは
2月積雪深さの最大値の累年平均が50cm以上の地域

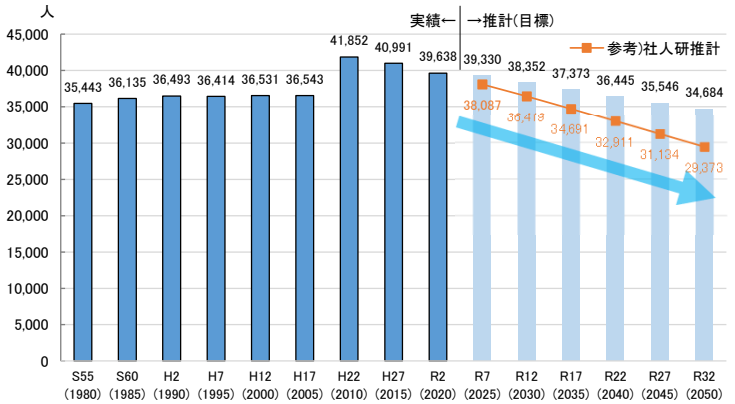
2. 黒部市の概況・上位関連計画

2-1. 黒部市の概況

○総人口推移

黒部市の人口は、今後も減少傾向

図　人口の実績値と目標（推計値）

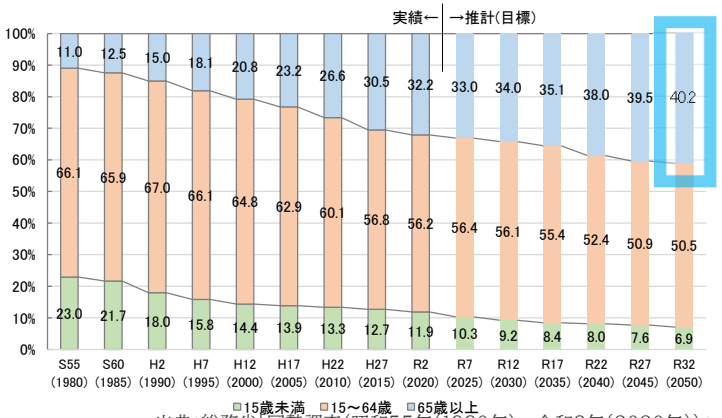


出典：総務省「国勢調査（昭和55年（1980年）～令和2年（2020年））」
令和7年（2025年）以降は黒部市人口ビジョンによる目標値

○高齢者人口推移

高齢者比率は、2050年に総人口の40%超の見込み

図　年齢3区分別人口割合の実績値と目標値（推計値）

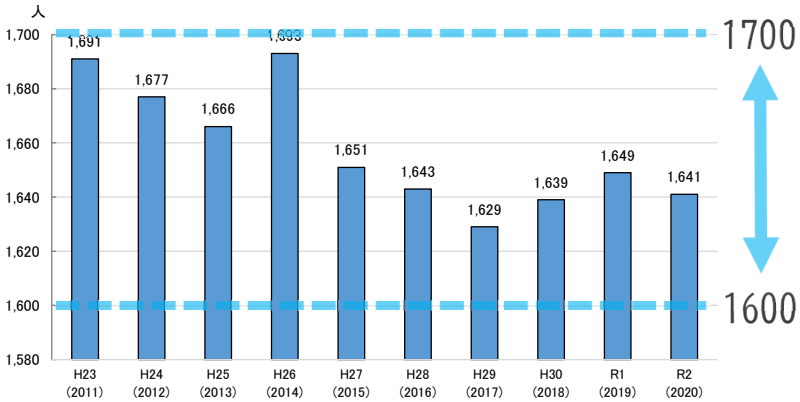


出典：総務省「国勢調査（昭和55年（1980年）～令和2年（2020年））」
令和7年（2025年）以降は社人研による推計値

○身体障がい者人口推移

身体障がい者人口は、1600～1700人程度で推移

図　身体障害者手帳所持者数の推移

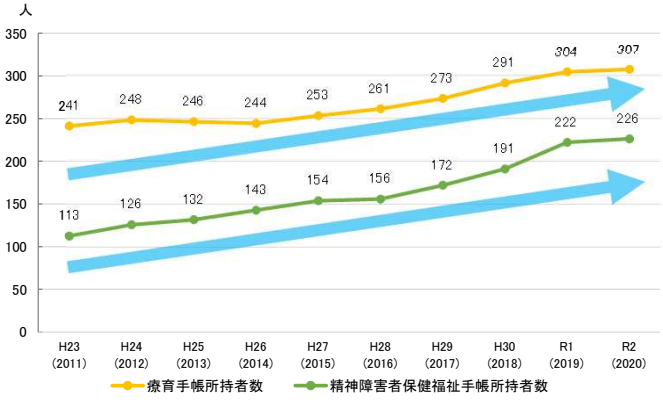


出典：黒部市「黒部市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」

○知的・精神障がい者人口推移

知的・精神障がい者人口は、増加傾向

図　療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



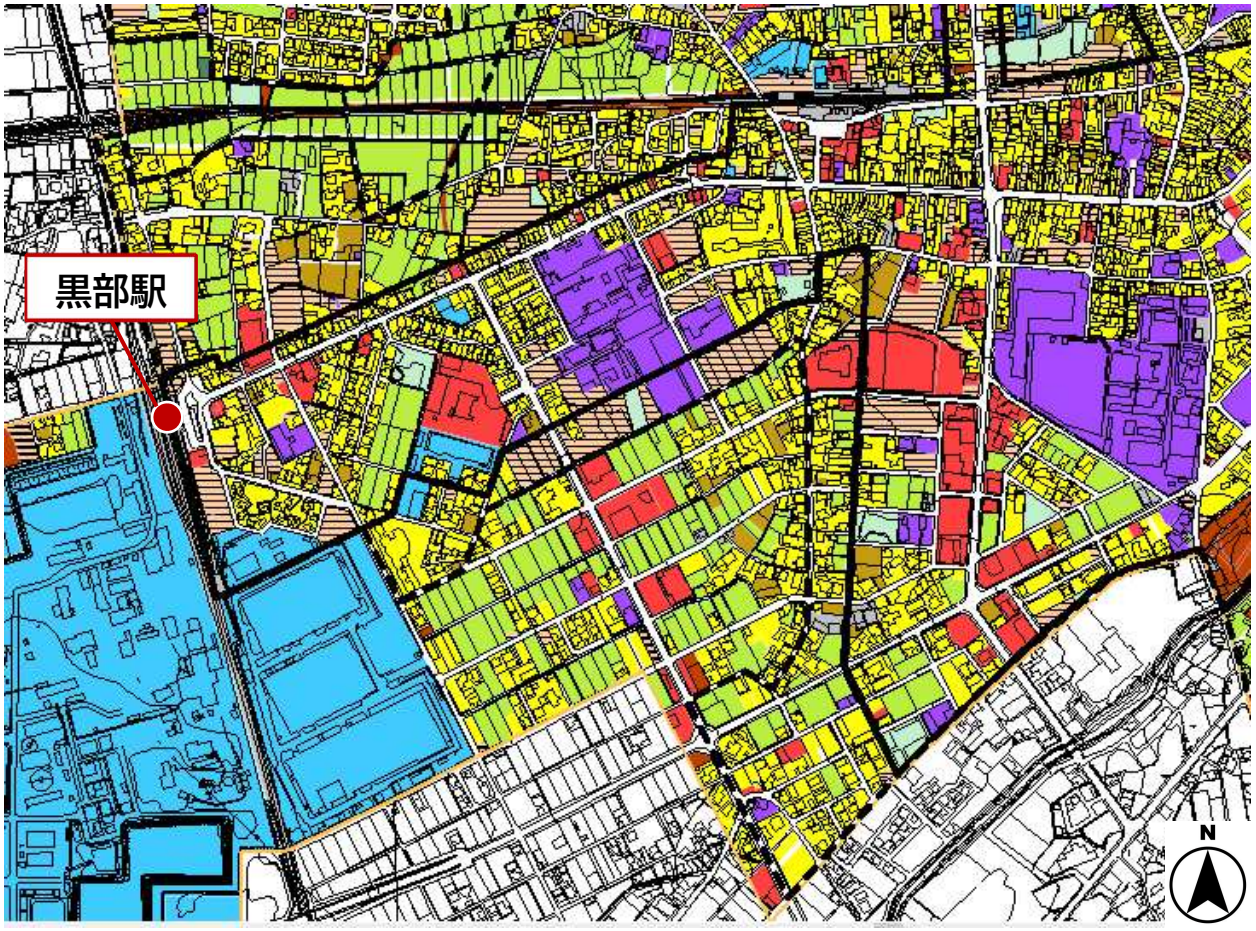
出典：黒部市「黒部市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」

2. 黒部市の概況・上位関連計画

2-2. 黒部駅周辺の概況

○黒部駅周辺の土地利用

あいの風とやま鉄道黒部駅周辺は、本市の中心市街地に位置し、改札口のある駅東側に
住宅を中心とした市街地が形成されているほか、駅西側には工業用地が広がっています



C0302土地利用	
	田
	畑
	山林
	水面
	その他の自然地
	住宅用地
	商業用地
	工業用地
	農林漁業施設用地
	公益施設用地
	道路用地
	交通施設用地
	公共用地
	その他の公的施設用地
	その他の空地(平面駐車場)
	その他の空地(改変工事中の土地)
	その他の空地(未利用地)
	その他の空地(大規模な利用 ゴルフ場など)

空家2500	
	空家

都市機能誘導区域※

居住誘導区域※

出典:黒部市「R05 都市計画基礎調査報告書」
用途地域(三日市)

2．黒部市の概況・上位関連計画

2-2. 黒部駅周辺の概況

○黒部駅周辺の公共交通

鉄道
- ・あいの風とやま鉄道（黒部駅）
- ・富山地方鉄道（電鉄黒部駅ほか）

バス
- ・路線バス（5路線）

＜凡例＞

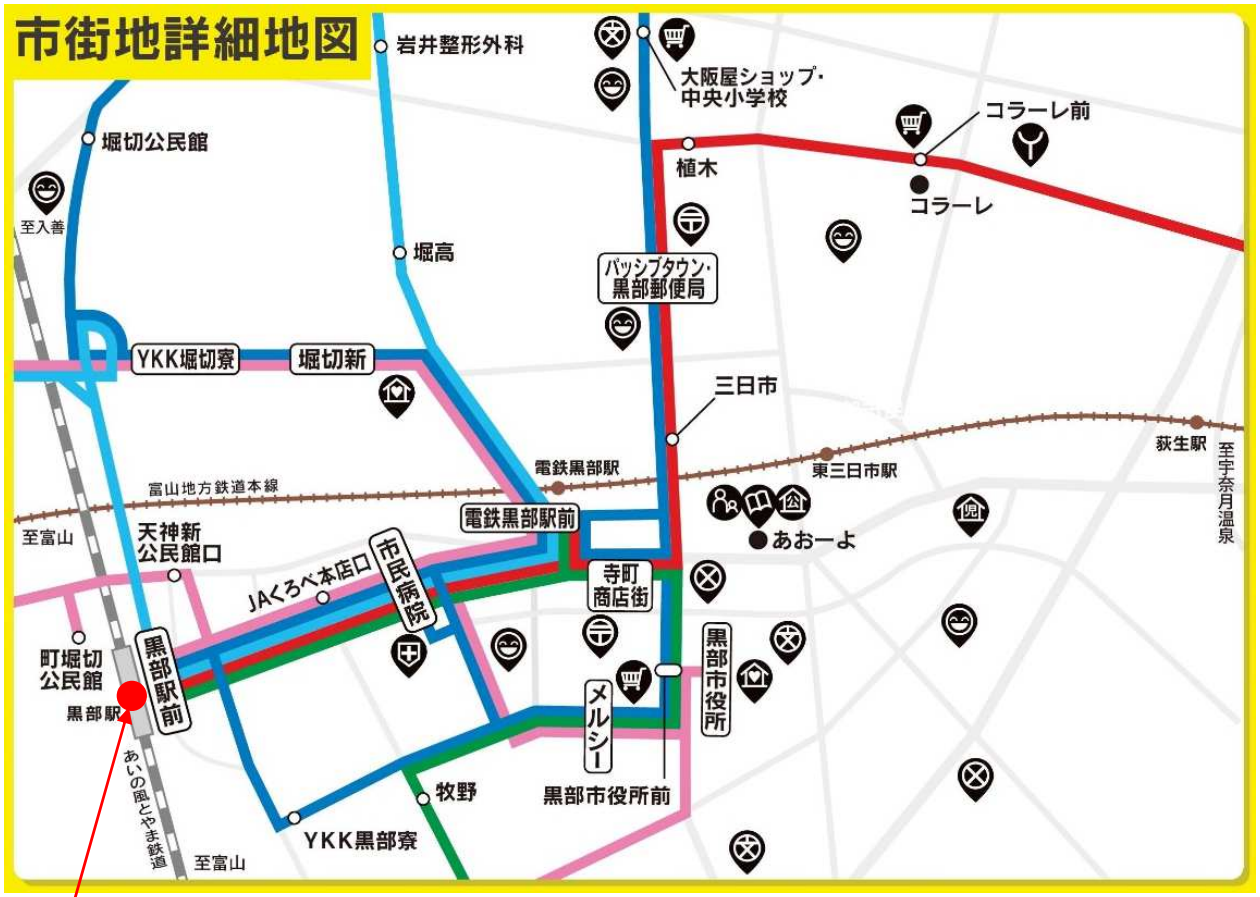
鉄道



バス



黒部駅から路線バス（5路線）が運行されています。



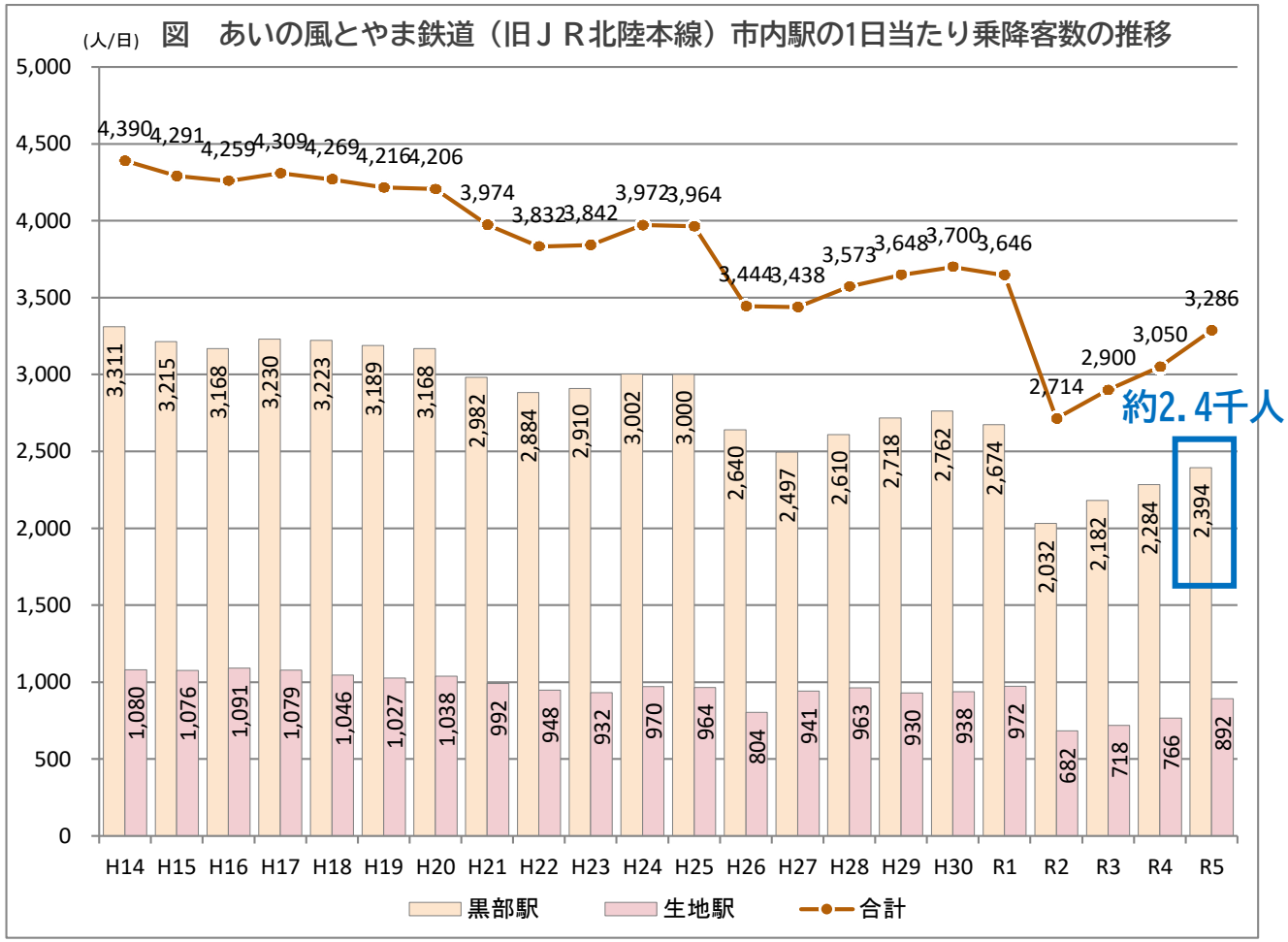
出典：黒部市公共交通マップ2024市街地詳細地図

2. 黒部市の概況・上位関連計画

2-2. 黒部駅周辺の概況

○あいの風とやま鉄道の利用状況

・あいの風とやま鉄道市内駅の一日平均乗降客数は、長期的には減少傾向
・新型コロナウイルスの影響からは回復傾向が見られるが、乗降客数は令和元年度を依然として下回る
・令和5年時点の黒部駅の乗降客数は、約2.4千人



出典：第42回黒部市公共交通戦略推進会議　報告資料

2．黒部市の概況・上位関連計画

2-3. 上位関連計画

○基本構想策定に当たり、上位関連計画との整合を図ります

第２次黒部市総合振興計画
（基本構想、後期基本計画）

〈第2部第2節 まちづくりの基本方針〉より

道路網の整備を進めるとともに～中略～地域交通ネットワークの利便性向上と利用促進を積極的に進め、子どもから高齢者まで安全で不自由なく市内を移動できるまちづくりを進めます。

黒部市都市計画マスタープラン

〈第4章 都市の将来目標〉より

交通安全の確保、公共公益施設のバリアフリー化などを推進し、安全で安心して暮らし続けることができるまちの実現に努めます。

〈第5章 都市の整備方針〉より

市民や観光客などが多く集まる公共施設やそのアクセス道路の歩道、鉄道駅、主要なバス停及びその周辺において、積極的なバリアフリー化を推進します。あわせて、市民が様々な違いを超えて互いに助け合い連携していく心のバリアフリー化も進め、誰もがやさしくなれるまちづくりを目指します。

黒部市立地適正化計画

〈第4章 誘導区域の設定〉より

都市計画マスタープランに基づき居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定し、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設誘導と、それと連携する地域公共交通ネットワークの再編により、コンパクト＋ネットワーク※の実現を図ります。

黒部市地域公共交通計画

〈第5章 地域公共交通計画〉より

バリアフリーや環境負荷の低減等の観点から、交通施設・待合施設・歩行環境・公共交通イメージのさらなる向上を目指し、鉄道駅施設の修繕やバス停上屋の増設等の取組を進めていきます。

黒部市地域福祉計画

〈第3章 基本理念と施策体系〉より

世代や分野を超えて分野横断的に、市民一人ひとりの暮らしと生きがいをつくること、そして地域で暮らす人々がそれぞれの立場で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

3．重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区の概要

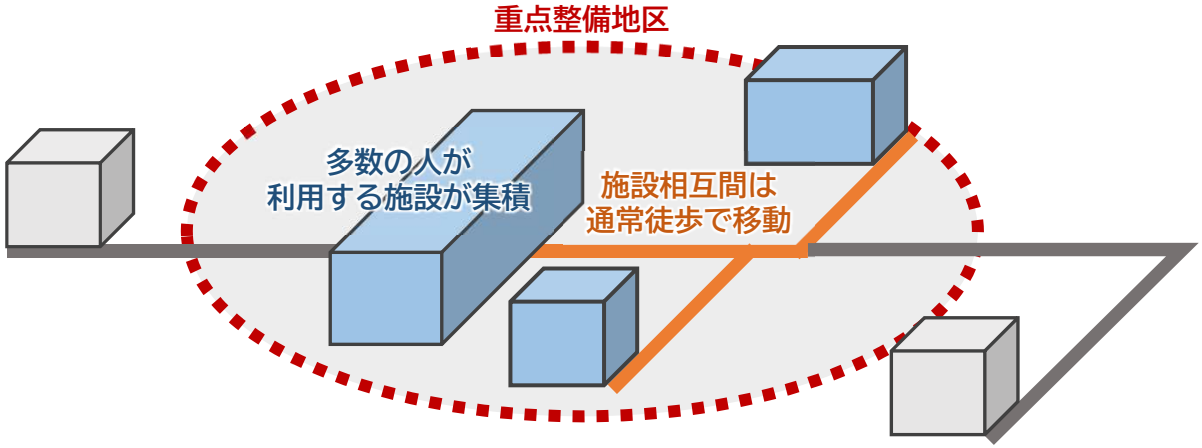
重点整備地区

高齢者や障がい者等を含む、多数の人が利用する施設が集積していて
その施設相互間の移動が通常徒歩で行われるエリアのことをいいます

→ 生活関連施設※といいます

→ 生活関連経路※といいます

＜重点整備地区のイメージ＞



：重点整備地区

：多数の人が利用する施設
＝生活関連施設

：その施設相互間の徒歩経路
＝生活関連経路

3．重点整備地区等の設定

3-2. 重点整備地区等の設定フロー

○重点整備地区等の設定の流れは、以下のとおりです

STEP1. 重点整備地区の考え方を設定
- ▸立地適正化計画において定める居住誘導区域内
- ▸黒部駅を中心とした高齢者徒歩圏（500m圏）内

↓

STEP2. 生活関連施設の設定
- ▸バリアフリー上の特定旅客施設等
- ▸不特定多数の利用が見込まれる施設
- ▸基本構想作成ガイドラインにおいて定義される施設

↓

STEP3. 生活関連経路及び重点整備地区の設定
- ▸生活関連施設相互間の経路
- ▸生活関連施設及び経路を含む形で重点整備地区を設定

3．重点整備地区等の設定

3-3. 重点整備地区の考え方を設定（STEP1）

重点整備地区

①相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設が集積しており、
②その施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区のこと

→①の要件を具体化（本構想における考え方）

→立地適正化計画において定める居住誘導区域内

＜居住誘導区域とは＞
・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により、比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域

出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）

→駅機能が直接及ぶ範囲（駅施設、広場）

→②の要件を具体化（本構想における考え方）

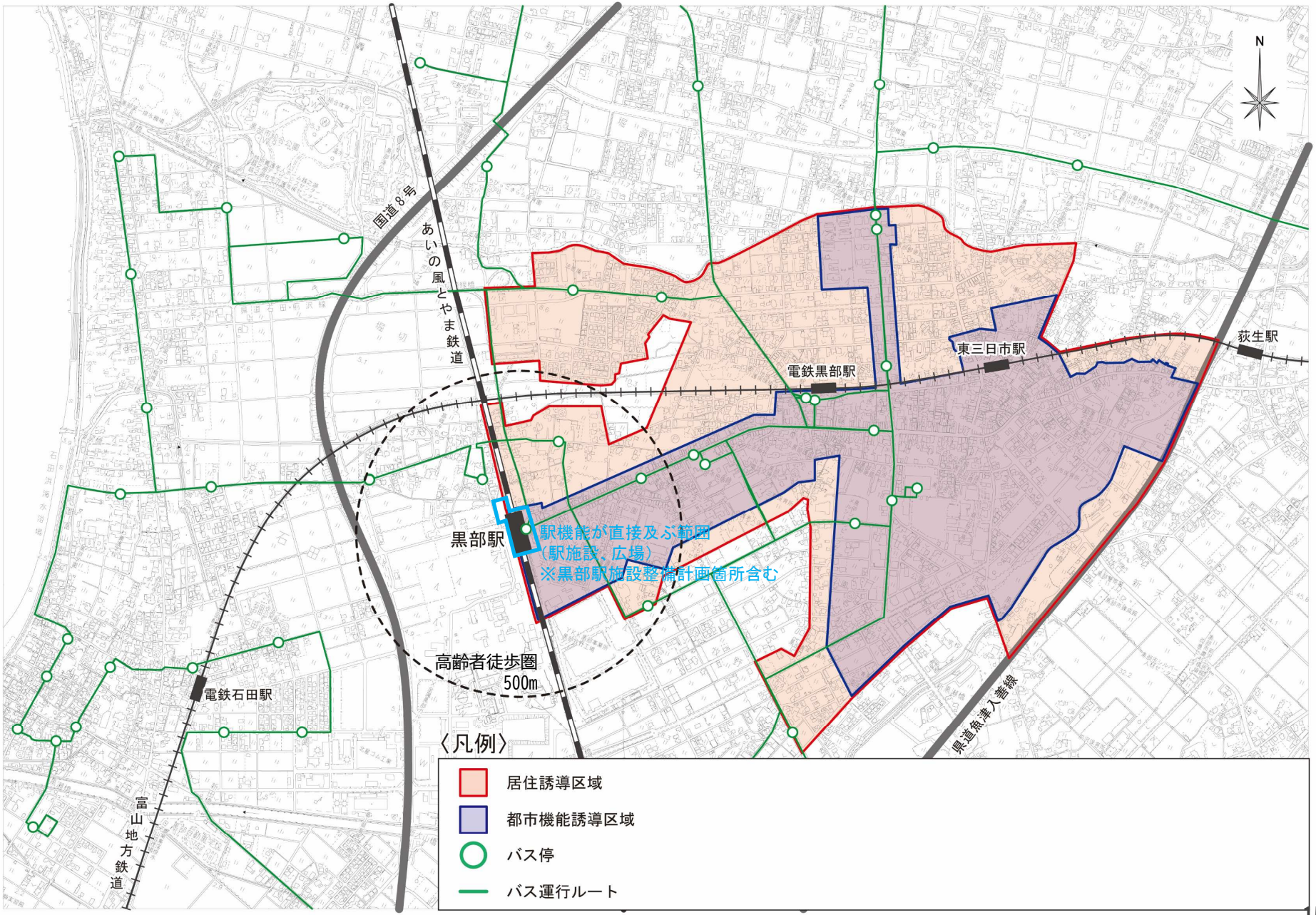
→黒部駅を中心とした高齢者徒歩圏（500m圏）内

＜高齢者徒歩圏とは＞
・高齢者徒歩圏は、高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m

出典：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）

→生活関連施設及び経路を含む範囲

3．重点整備地区等の設定



3．重点整備地区等の設定

3-4. 生活関連施設の設定（STEP2）

生活関連施設

①常に多数の人が利用する施設であり、
②高齢者、障がい者等の利用が多い施設のこと

→①の要件を具体化

→バリアフリー法上の特定旅客施設等（要件A、配点：２点）

＜本基本構想における特定旅客施設等＞
法で定義される、特にバリアフリー化が必要と考えられる施設であり、特定旅客施設※、特定路外駐車場※、特定公園施設※（都市公園※のうち、街区公園の対象利用者は街区内の居住者であるため、近隣公園以上の規模に限る）、特定建築物※（特に多数の人の利用が見込まれ、建築基準法においては移動等円滑化基準が適合義務となる、2000㎡以上の特別特定建築物※に限る）とする

→不特定多数の利用が見込まれる施設（要件B、配点：１点）

＜本基本構想における不特定多数の利用が見込まれる施設＞
・建築物については、建築基準法における特殊建築物で、不特定多数が利用する施設として定義される建築物
・それ以外の施設については、不特定多数の利用が想定される施設

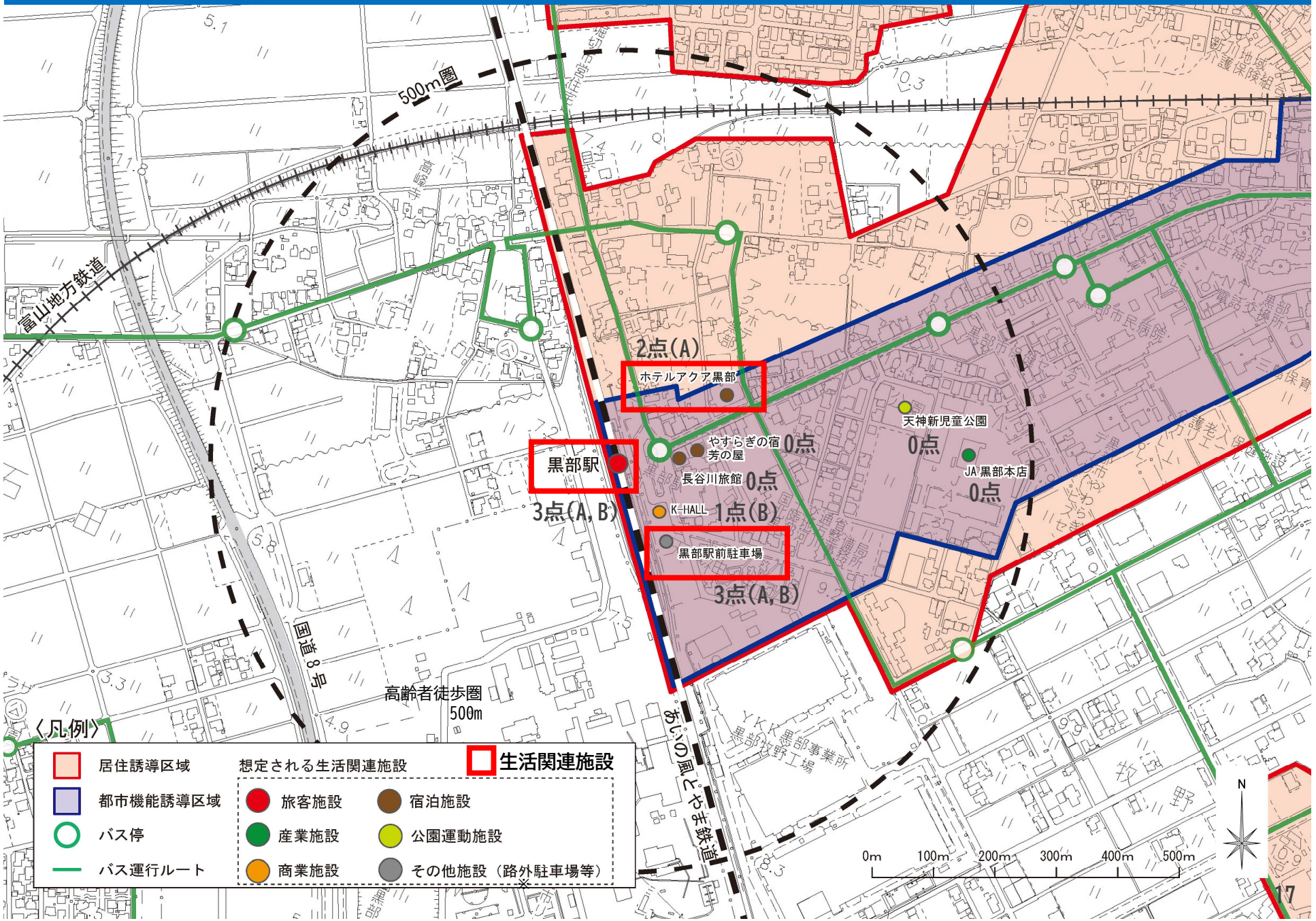
→②の要件を具体化

→基本構想作成ガイドラインにおいて定義される施設（要件C、配点：１点）

＜ガイドラインにおいて定義される施設＞
・高齢者や障害者が多く居住する施設（老人ホーム、障害者支援施設等）
・高齢者や障害者等の利用が多い施設（福祉サービス施設、老人福祉センター、地域活動支援センター等）

→ 得点が高い施設を優先的に生活関連施設に位置付け

3．重点整備地区等の設定



3．重点整備地区等の設定

3-5．生活関連経路及び重点整備地区の設定（STEP3）

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路のこと

→本構想における考え方

→**生活関連施設相互間の経路**を設定します

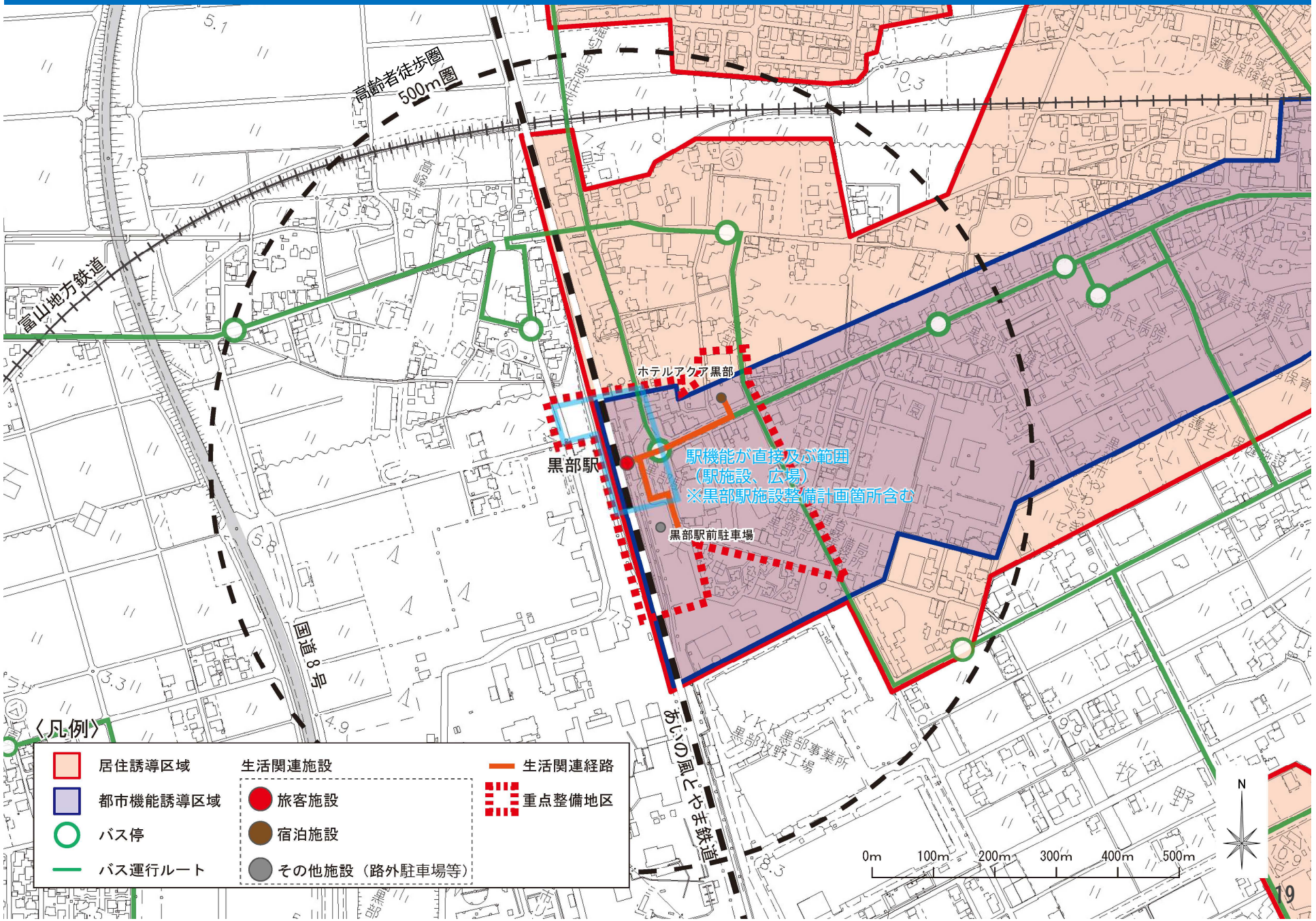
→生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮し、
より多くの人の利用が想定される経路を選定します

重点整備地区

→生活関連施設及び経路を含む形で区域を設定

（区域境は道路、鉄道、都市機能誘導区域を考慮し設定します）

3．重点整備地区等の設定



4．今後のスケジュール（予定）

4-1. 協議会スケジュール

今回

第１回：重点的にバリアフリー化を推進するエリア・施設・経路等の設定

・基本構想策定の背景及び目的
・黒部市の概況・上位関連計画
・重点整備地区等の設定

・まち歩き点検

第２回：具体的なバリアフリー化事業の内容や進捗管理等

・実施すべき特定事業及びその他の事業
・その他、移動等円滑化のために必要な事項
・基本構想の推進及び進捗管理

第３回：上記をとりまとめた基本構想（案）

・基本構想（案）の確認

4．今後のスケジュール（予定）

4-2. まち歩き点検（予定）

○重点整備地区等を基に、まち歩き点検を行う予定です

＜まち歩き点検とは＞
○生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化に当たっての課題把握が主な目的となります

＜まち歩き点検対象候補施設＞

区分	施設名称	施設管理者※等
生活関連施設	黒部駅	あいの風とやま鉄道
	ホテルアクア黒部	(株)ホテルアクア黒部
	黒部駅前駐車場	(株)ホテルアクア黒部
生活関連経路	県道石田前沢線	富山県
	市道天神新2号線	黒部市

4．今後のスケジュール（予定）

4-2. まち歩き点検（予定）

・実施日：令和６年１０月下旬（予定）

・参加者：本協議会委員を想定

＜当日のタイムスケジュール（仮）＞

事前説明等（会議室で実施）

10:00～	・開会
10:05～10:25 （20分程度）	・事前説明（まち歩き点検の具体的な方法、留意事項等）

まち歩き点検（対象区域で実施）

10:30～10:55 （30分程度）	・まち歩き点検 （生活関連施設及び生活関連経路の バリアフリー化の問題、課題を点検・共有）

フィードバック（会議室で実施）

11:00～11:25 （30分程度）	・意見交換会
11:30	・閉会

用語集　あ行～か行

※用語には協議会資料の関連ページを記載しています
（複数ページに出てくる場合は、早い番号を関連ページとしています）

移動等の円滑化

（関連ページ：p2）

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

基本構想

（関連ページ：p2）

バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（ 重点整備地区） において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもの。

居住誘導区域

（関連ページ：p8）

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。立地適正化計画において区域設定がされる。

コンパクト＋ネットワーク

（関連ページ：p11）

生活サービス機能と居住を集約・誘導し人口を集積、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることで、都市の持続可能性を確保、持続安定的な公共交通事業の確立を図るもの。

用語集　さ行

施設設置管理者等

（関連ページ：p22）

施設設置管理者とは、公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のことであり、施設設置管理者等の「等」には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者を含む。

重点整備地区

（関連ページ：p4）

次に掲げる要件に該当する地区をいう。
・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

生活関連経路

（関連ページ：p12）

生活関連施設相互間の経路をいう。

生活関連施設

（関連ページ：p12）

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

用語集　た行(1/2)

特殊建築物

（関連ページ：p16）

不特定多数の者が利用する用途や、火災の危険性等が高い建築物をいいます。建築基準法においては、「学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。」と定義されます。

特定公園施設

（関連ページ：p16）

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設であり、公園施設のうち次に掲げるものをいう。
（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、都市公園の出入口と前述の特定公園施設またはその他国土交通省令で定める主要な公園施設との間の経路及び駐車場と屋根付広場等との間の経路を構成する園路及び広場をいう

特定事業

（関連ページ：p4）

バリアフリー法において定められる、特にバリアフリー化が必要とされる事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業）をいう。

特定旅客施設

（関連ページ：p16）

以下いずれかに該当する旅客施設をいう詳細な定義はバリアフリー法施行令を確認のこと）。
・当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上であること。
・当該旅客施設を利用する高齢者または障害者の人数が相当数いること。
・当該旅客施設の周辺施設の立地状況並びに周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

用語集　た行(2/2)

特定路外駐車場

（関連ページ：p16）

建築物でなく、他の施設に附属していない路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

特定建築物

（関連ページ：p16）

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

特別特定建築物

（関連ページ：p16）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

都市公園

（関連ページ：p16）

地方公共団体又は国が設置する都市公園法に定められた公園又は緑地。

都市機能誘導区域

（関連ページ：p8）

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域である。立地適正化計画において区域設定がされる。

用語集　な行～ら行

バリアフリー

（関連ページ：p2）

高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方である。

立地適正化計画

（関連ページ：p5）

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度版。居住誘導区域、都市機能誘導区域は本計画において区域設定を行っている。

路外駐車場

（関連ページ：p17）

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。